

第3南蒲生幹線工事2

総合評価に関する説明書

1. 総合評価方式の概要

(1) 総合評価の適用方式

簡易型 型

(2) 審査方法

対象工事は入札後資格確認型(事後審査)を適用することから、入札参加者は下記の技術提案等を作成し、入札書等の提出時に提出するものとする。

様式-共1- w「評価値申告書」

様式- 「簡易な施工計画書」(1～2項目設定)

(3) 評価値の申告等

入札参加者は、対象工事の評価項目について自社の保有する実績等の内容を、「評価値申告書」により申告するものとする。「評価値申告書」の評価値は、申告内容を評価基準に照らして得られた加算点の合計に標準点100点を加えた技術評価点を、入札価格で除して算出する。

なお、「簡易な施工計画(簡易型 型)」については、それぞれ本市が審査を行って算出した評価点と申告のあった評価点を加算して求められた評価値を、入札参加者の評価値とする。

(4) 落札候補者の決定

上記(3)による評価値が最も高いものを落札候補者とする。

落札候補者は、「評価値申告書」の内容を証明する技術資料等(様式-共6及び添付書類)を作成、提出するものとする。

様式-共6'企業の技術力等の状況

上記の様式-共6の内容を証明するための添付書類

(5) 落札者の決定

落札候補者が提出した技術資料等を審査し、上記(3)による評価値が適切である場合は、対象工事の落札者とする。

2. 評価項目及び加算点の設定

表1 - 1

評価視点	評価項目	加算点 配点 a	評点 満点 b	得点 c	加 重 度 d	評点 e	評価点 f	評価点 計 g
企業の評価 (簡易な 施工計画)	施工上特に配慮が必要とされる条件や課題に関する技術的所見	20	6	6	1	6	10.000	10.00
	施工上特に配慮が必要とされる条件や課題に関する技術的所見		6	6	1	6	10.000	10.00
	小計		12					
企業の技術力	ア 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	10	3	3	1	3	3.000	10.00
	イ 品質管理システムの認証取得状況		1	1	1	1	1.000	
配置予定技術者 の評価	ウ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	10	4	4	1	4	4.000	10.00
	エ 関連資格の保有状況		1	1	1	1	1.000	
企業の社会性	オ 環境管理システムの認証取得等の状況		1	1	1	1	1.000	
	小計		10					
		30					加算点の合計	30.00

得点(c) = 申告内容に応じて付与される点数

評点(e) = 得点(c) × 加重度(d)

評価点(f) = 加算点配点(a) × (評点(e) / 評点満点(b)の小計)

評価点の計(g)は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。

3. 評価基準及び得点の配点

評価基準及び得点の配点は下表のとおりとする。

(1) 企業の評価

視点	評価項目	評価基準	得点	入札時提出様式	落札候補時提出様式等
簡易な施工計画	<p>施工上特に配慮が必要とされる条件や課題に関する技術的所見</p> <p>様式- (「簡易な施工計画書」)にて求める「施工上配慮が必要とされる条件や課題」に関する各細目について、具体的な所見をそれぞれ記載すること。</p> <p>配置予定技術者本人が作成すること。 評価は、「施工上配慮が必要とされる条件や課題」として設定した細目ごとに行い得点を付与する。 全体得点(満点)は、技術的所見テーマ \times 2\times細目数3\times得点(最大2点)で12点とする。 なお、技術的所見テーマの細目の工期短縮については、短縮月数\times0.2点(小数有効1位まで)を得点とし、最高2点とする。 評価細目についての記載が全く無いか、又は記載内容が不適切である場合は、その細目は不適切(-1点)とする。</p> <p>評価細目についての次の記載については不適切とし、-1点を付与する。 ・関係法令等に違反するもの ・仕様書の基準等を満たさないもの ・工事の重大な品質低下につながるもの 評価細目についての次の記載については、0点を超える得点としない。 ・工事目的物の形状、寸法など設計図書等においてあらかじめ本市が指定しているものの変更を伴うもの ・内容が抽象的な技術的所見等、履行確認が困難と考えられるもの ・実施にあたり第三者との協議を要する技術的所見等、実施の不確実性が高いもの 履行に際し本市への請負代金額の増額協議を予定している技術的所見を、記載してはならない。</p>	<p>【優】 記載内容が適切であり工夫又は重要事項等の記述が見られ優れている</p>	2点	様式-	なし
		<p>【良】 記載内容が適切である</p>	1点		
		<p>【可】 記載内容が一般的である</p>	0点		
		<p>技術的所見テーマの細目の工期短縮における工期短縮月数は、短縮日数を30日で除した月数(少数第1位以下切捨て)を短縮月数とする。</p>	<p>工期短縮月数\times0.2</p>	0~2点	

(2) 企業の技術力等の状況

視点	評価項目	評価基準	得点	入札時提出様式	落札候補時提出様式等
企業の技術力	<p>ア. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績</p> <p>公告日の属する年度の直前の10ヶ年度及び現年度に完成し、引渡しが完了した、次の「同種工事の条件」を満たす工事を元請けとして施工した実績。</p> <p>同種工事の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セグメント内径2,600mm以上かつ1スパンの施工延長が、mから、m未満(以上)の密閉型シールド工法による土木工事 <p>注)施工延長が、mは右評価基準の区分による。ただし、工事実績は、1工事のみとし、複数実績を評価するものではない。</p> <p>直前の10ヶ年度とは、平成15年度から平成24年度までをいう。現年度については公告日までに完成し、引渡が完了したものに限る。</p> <p>共同企業体としての施工実績は、出資比率が40%以上の企業に限る。</p> <p>技術力結集型の共同企業体としての施工実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。</p> <p>「対象工事と同種の工事区分」とは、別記2の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。</p> <p>共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業の実績を対象とする。</p>	1スパンの施工延長が2,500m以上の同種工事の施工実績あり	3点	様式-共1-w「評価値申告書」	様式-共6ア.欄 CORINS登録の竣工時カルテの写し、又は申告実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること CORINS登録の竣工時カルテの内容にて「同種工事の条件」を確認出来ない場合は、カルテの写しに加えて申告実績が確認出来る資料も添付すること
		1スパンの施工延長が1,900m～2,500m未満の同種工事の施工実績あり	2点		
		1スパンの施工延長が1,400m～1,900m未満の同種工事の施工実績あり	1点		
		1スパンの施工延長が1,400m未満の同種工事の施工実績あり又は施工実績なし	0点		
	<p>イ. 品質管理システムの認証取得状況</p> <p>公告日時点で有効である、ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証取得状況。</p> <p>公告日が有効期限内であること。</p> <p>入札に参加する事業所(本店、営業所等)が該当する工事内容に関する認証を取得していること。なお、工場製作を含む工事にあっては、上記に加えて該当する製作物の製造に関する認証を取得していること。(ただし、自社工場で製造する場合は、その工場で該当する製作物の製造に関する認証を取得していれば良い。)</p> <p>評価の対象となる企業について、発注形態が単体の場合は、入札に参加する企業とする。入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。</p>	認証取得あり	1点	様式-共1-w「評価値申告書」	様式-共6イ.欄 登録証及び付属書の写しを添付すること
認証取得なし	0点				

(2) 企業の技術力等の状況(続き)

視点	評価項目	評価基準	得点	入札時提出様式	落札候補時提出様式等
配置予定技術者の評価	<p>ウ. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績</p> <p>本工事に配置する技術者が、公告日の属する年度の直前の10ヶ年度及び現年度に完成し、引渡しが完了した、別記1の「同種工事の条件」を満たす工事に、主任技術者又は監理技術者として従事した実績。</p> <p>直前の10ヶ年度とは、平成15年度から平成24年度までをいう。現年度については公告日までに完成し、引渡しが完了したものに限る。</p> <p>共同企業体としての従事実績は、出資比率が40%以上の企業に限る。</p> <p>技術力結集型の共同企業体としての従事実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。</p> <p>「対象工事と同種の工事区分」とは、別記2の区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。</p> <p>従事を必要とする期間に対する主任技術者又は監理技術者として従事した期間の割合は90%以上であること。</p> <p>共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業に所属する技術者の実績を対象とする。</p>	同種工事規模以上の2件の工事に監理技術者として従事した実績あり	4点	様式-共1-w「評価値申告書」	<p>様式-共6ウ.欄</p> <p>CORINS登録の竣工時カルテの写し、又は申告実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること</p> <p>CORINS登録の竣工時カルテの内容にて「同種工事の条件」を確認出来ない場合は、カルテの写しに加えて申告実績が確認出来る資料も添付すること</p>
		同種工事規模以上の1件の工事に監理技術者かつ同種工事規模以上の1件の工事に主任技術者として従事した実績あり	3点		
		同種工事規模以上の1件の工事に監理技術者として従事した実績あり	2点		
		同種工事規模以上の2件の工事に主任技術者として従事した実績あり	1点		
		同種工事規模以上の1件の工事に主任技術者として従事した実績あり	0点		
		同種工事規模未満の工事に監理技術者又は主任技術者として従事した実績あり			

<p>工. 関連資格の保有状況</p> <p>配置予定技術者について、次の資格の保有状況。</p> <p>技術士(建設部門又は、総合技術監理部門の建設部門に限る)</p> <p>外国建設業者にあつては、上記資格と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定したものを含む。</p> <p>共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業に所属する技術者が保有する資格を対象とする。</p>	<p>技術士の資格あり</p>	<p>1点</p>	<p>様式-共1-w 「評価値申告書」</p>	<p>様式-共6 工.欄 申告資格の登録証等の写しを添付すること</p>
<p>共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業に所属する技術者が保有する資格を対象とする。</p>	<p>技術士の資格なし</p>	<p>0点</p>		

(2) 企業の技術力等の状況 (続き)

視点	評価項目	評価基準	得点	入札時提出様式	落札候補時提出様式等
企業の社会性	<p>オ. 環境管理システムの認証取得等の状況</p> <p>公告日時時点で有効である、次のいずれかの環境マネジメントシステムの認証取得等の状況。 ISO14001の認証取得 環境報告書の公表</p> <p>公告日が認証登録や環境報告書の有効期限内であること。認証登録又は公表している活動範囲に、該当する工事についての内容が含まれていること。また、入札に参加する事業所(本店、営業所等)が明記されていること。なお、工場製作を含む工事については、上記に加えて該当する製作物の製造に関する認証登録又は活動の公表が行われていること。(ただし、自社工場で製造する場合は、その工場に於いて該当する製作物の製造に関する認証取得又は活動の公表がおこなわれていれば良い。)</p> <p>共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体の代表者の企業の実績を対象とする。</p>	認証取得あり	1点	様式-共1- w 「評価値申告書」	様式-共6 オ.欄 該当する登録証及び付属書の写しを添付すること
		認証取得なし	0点		

別記1

評価項目のウでいう「同種工事の条件」は次のとおりとする。

・国又は地方公共団体等が発注したセグメント内径2,000mm以上かつ1スパン当りの施工延長が1,000m以上の密閉型シールド工法による土木工事

別記2

評価項目のア及びウの項目説明における「対象工事と同種の工事区分」のものとは、下記区分表において、対象工事が属する大分類以下のものとする。

大分類	中分類	小分類
01 土木工事	01一般土木工事	01土木工事
	02舗装工事	06舗装工事
	07造園工事	07造園工事
	09その他土木工事	02法面処理工事, 03杭打ち工事, 04PC桁工事, 05鋼橋上部工事, 08区画線設置工事, 09道路標識設置工事, 10しゅんせつ工事, 11さく井工事, 36その他鋼構造物設置工事
02 建築工事	11建築工事	12鉄骨鉄筋コンクリート建築工事
	29その他建築工事	13木造建築工事, 14プレハブ建築工事, 15家屋解体工事, 16塗装工事, 17防水工事, 18大工工事, 19左官工事, 20石工事, 21ガラス工事, 22タイル・れんが・ブロック工事, 23鉄筋工事, 24屋根工事, 25板金工事, 26建具工事, 27内装仕上工事, 36その他鋼構造物設置工事
03 電気工事	31一般電気工事	28電気設備工事
	32弱電工事	29電気通信設備工事
	33昇降機工事	33その他機械器具設置工事
	39その他電気工事	
04 機械工事	41給排水設備工事	30給排水衛生冷暖房工事
	42機械設備工事	31水処理施設工事, 32ごみ・し尿処理施設工事, 33その他機械器具設置工事, 34熱絶縁工事, 35消防施設工事
	49その他機械工事	36その他鋼構造物設置工事

4. 技術提案等の提出について

入札参加者は、入札書等の提出時に技術提案等として「評価値申告書」及び「簡易な施工計画書」(簡易型 型)と補足説明資料(指示添付可とするもののみ)を提出すること。

また、落札候補者となった場合は、「評価値申告書」の内容を証明する技術資料等として、「様式-共6」及び「左記様式の内容を証明するための添付書類」を提出すること。

ア. 入札書等の提出時に提出

様式-共1- w「評価値申告書」

様式- 「簡易な施工計画書」

注)様式- 「簡易な施工計画書」 に加え細目に指示するもののみ、補足的説明に必要な添付資料。

イ. 落札候補者となった時に提出

様式-共6「企業の技術力等の状況」

上記の様式-共6の内容を証明するための添付資料

提出方法

技術提案等は、配達証明付き書留郵便での提出とする。

落札候補者となった時の提出書類は、持参若しくは郵送とする。

5. 提出様式の記入要領

(1) 評価対象となる企業又は配置予定技術者について

評価項目のア, イ, オについては共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業を対象とし、評価項目のウ, エについては代表者の企業に所属する技術者を対象とする。

(2) 様式-共1- w「評価値申告書」について

本様式の作成にあたっては、下記事項及び「3. 評価基準及び得点の配点」に留意して作成すること。

簡易型 型の入力例

様式-共1-2 w

管理番号 1305100000

評価値申告書

会社名

工事名称 ○○○○○○工事

評価項目	評価項目	加算点	評価点	申告内容	得点	加算点	評価点	評価点
企業の評価	施工上特に配慮が必要とされる条件や課題に関する技術的所見(1)	4						0.00
	施工上特に配慮が必要とされる条件や課題に関する技術的所見(2)	4						0.00
企業の施工能力	ア 過去10年(年度及び月)における同種工事の施工実績 (同種工事の発注総額が2,000万円以上のかつ1人当りの施工員数が○○○○名～○○○○名未満(以上)の密閉型シールド工法による土木工事) (1)	3		12m以上の施工員が2,500名以上の同種工事の施工実績あり	3	3	3,000	
	イ 品質管理システムの認証取得状況	1		認証取得あり	1	1	1,000	
配置予定技術者の能力	ウ 過去10年(年度及び月)における同種工事の施工実績	4		同種工事総額は以上の2倍の工事に監理技術者として従事した実績あり	4	4	4,000	0.00
	エ 関連資格の保有状況	1		技術士(建築部門又は、総合技術監理部門の建設部門に属する)資格あり	1	1	1,000	
企業の社会性	オ 環境管理システムの認証取得等の状況	1		認証取得あり	1	1	1,000	
		10						
		30						加算点 11 100

2. 入札価格 (2) 4,000,000,000 (消費税抜き) (消費税別) 4,400,000,000

3. 評価額の計算 標準点+加算点(1) = 100点 + 4,000,000,000 = 4,000,000,000

4. 留意事項

※1 はじめに、管理番号、会社名(番号)及び工事名を記入して下さい。

※2 対象業の名称を「業名」にて、該当するものよりリストから選択する場合は業名を記入して下さい。

※3 記入欄にあたっては、入力欄の()内を評価に関する技術資料を添付して下さい。

はじめに
共同企業体名を入力して下さい。

申告内容の入力
簡易な施工計画以外の申告内容欄(太枠、黄色セル)に表示されるリストから、自社が保有する実績等の該当するものを選択入力して下さい。

各評価項目の評価点、評価点計及び加算点の合計は、申告内容を選択、入力すると自動計算します。

入札金額の入力
入札金額を入力して下さい。

評価額の計算
「簡易な施工計画」を審査後、計算します。(簡易型 型)

(3) 様式-共6「企業の技術力等の状況」について

本様式は、落札候補者が提出した評価値申告書の「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の社会性」の申告内容を証明するものであり、作成にあたっては下記事項及び「3. 評価基準及び得点の配点」に留意して作成すること。

【企業の施工能力】

ア. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績

同種工事について実績の有無をリストから選択する。

同種工事について、財団法人日本建設総合センターが運営している「工事実績情報サービス(CORINS)」の登録(竣工時)がある場合は、建設業登録番号とCORINS登録番号を記入する。

CORINS登録がない実績については、以下の欄をすべて記入すること。

- ・発注機関
- ・工事名称
- ・契約金額...最終契約金額(消費税込み)を記入する
- ・工事概要
- ・契約工期...工事期間を記入する
- ・受注形態...単体か共同企業体、どちらかを選択する

添付資料は、CORINSの竣工時の工事カルテ(写し)又は実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること。なお、CORINS登録の竣工時カルテ上で「同種工事の条件」を確認できない場合は、申告実績が確認できる契約図書等の写しも添付すること。

イ. 品質管理システムの認証取得状況

認証取得の有無(リストから選択)及び登録証の有効期限を記入する。

該当があるものについては、登録証及び付属書等の写しを添付すること。

【配置予定技術者の能力】

配置予定技術者の従事資格・氏名

・本工事に配置する技術者の氏名及び従事資格(監理技術者又は主任技術者)を記入する。

ウ. 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績

同種工事について実績の有無をリストから区分選択する。

なお、従事実績は、建設業法第26条に規定に基づく配置技術者としての実績であり、現場代理人としての実績については、実績「なし」を選択する。

同種工事について、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営している「工事実績情報サービス(CORINS)」の登録(竣工時)がある場合は、工事ごとに建設業登録番号とCORINS登録番号を記入する。

CORINS登録がない実績については、以下の欄をすべて記入すること。

- ・発注機関
- ・工事名称
- ・契約金額...最終契約金額(消費税込み)を記入する
- ・施工場所
- ・工事概要
- ・契約工期...工事期間を記入する
- ・従事期間...主任技術者又は監理技術者として従事した期間を記入する
- ・従事した役割...リストから選択する
- ・従事時の保有資格...資格名称を記入する

添付資料は、CORINSの竣工時の工事カルテ(写し)又は実績が確認できる契約図書等の写しを添付すること。なお、CORINS登録の竣工時カルテ上で「同種工事の条件」を確認できない場合は、申告実績が確認できる契約図書等の写しも添付すること。

エ. 関連資格の保有状況

保有資格の取得年月日、保有資格の登録番号(合格番号)を記入すること。

保有資格にかかる登録証又は合格証の写しを添付すること。

【企業の社会性】

オ. 環境管理システムの認証等の取得状況

該当があるものの有無(リストから選択)及び登録証の有効期限を記入する。

(4) 様式-「簡易な施工計画書」について

・所見は文章を記載するものとし、使用する文字の大きさは10ポイント以上で、印刷したときに欄内に収まることとする。

・所見は配置予定技術者本人が作成すること。

・細目に指示するもののみ、補足的説明に必要な資料の添付は可とする。

6. その他, 留意事項

(1) 虚偽の記載について

- ・虚偽の記載とは、故意に事実と異なる記載をしたものをいう。
- ・落札候補者が提出した「技術提案等」において、虚偽の記載があった場合は、入札を無効とする。
「技術提案等」とは「1. 総合評価方式の概要 (3) 評価値の申告等」によるものとする。

(2) 錯誤の記載について

- ・錯誤の記載とは、入力ミス、転記ミス、判断ミス、その他単純なミスにより事実と異なる記載をしたものをいう。
- ・「評価値申告書」において落札候補者が有している実績を超える申告が行われた場合は、その評価項目の最低の評価基準における得点をもって再評価を行う。また、落札候補者が有している実績を下回る申告が行われた場合は、落札候補者の記載内容により評価を行う。

(3) 総合評価の結果の公表について

- ・落札者と請負契約を締結した場合は、以下の事項を公表するものとする。
 - 落札者の商号又は名称及び所在地
 - 落札者の入札価格
 - 落札者の評価値

(4) 技術提案等の担保について

- ・履行検証
総合評価一般競争入札においては、契約を締結した落札者(以下、「受注者」という。)から提出された「簡易な施工計画」の内容について、その履行の確認を行うものとする。
受注者は、入札時に提出した技術提案等に係る記載内容のうち履行するものを一覧表にして施工計画書に添付し、履行すべき範囲が含まれているかどうか等について、工事発注課の確認を受けなければならない。
受注者は、「簡易な施工計画」に記載された内容についても、その適正な履行について責任を負うものとする。ただし、記載された内容のうち評価されなかった部分については必ずしも履行の責任を負うものではない。なお、評価されなかった部分(ただし、マイナス評価を受けたものを除く)について、受注者による適切な履行を妨げるものではない。
- ・工事成績への反映
履行検証において、受注者が「簡易な施工計画」に係る記載内容を履行しなかった場合、その履行が困難又は合理的でないと判断されたときは、その達成率等に応じて工事成績調書の評定点から減点を行うものとする。
ただし、設計変更等やむを得ない理由によるものであることが契約図書等により明確である場合は減点を行わない。
- ・以上の項目は、「仙台市発注工事における総合評価一般競争入札の手引き」(平成25年4月第1版)の7.落札候補者の審査から12.総合評価の結果の公表までの6項目のうち主たる留意事項を抜粋列記したものであり、上記以外は同手引きを参照すること。